

行政書士として 知っておかなければならない法律知識

市民法務部

第5回 行政書士法人と社員行政書士との競業禁止義務について

【社員の競業禁止義務】

(1) 競業禁止義務

ア) 行政書士法人の社員は、自己若しくは第三者のためにその行政書士法人の業務の範囲に属する業務を行い、又は他の行政書士法人の社員となってはならない（法第13条の16）。

「自己若しくは第三者のために」とは、自己若しくは第三者に利益が帰属するということであり、本来行政書士法人の収入であるべきものを社員個人の収入にしてしまうことである。したがって、行政書士法人の社員は、当該行政書士法人の業務と競合する業務については、自然人たる行政書士として受任することはできない。

注) そのため行政書士法人の社員行政書士は、行政書士個人名での請求書、領収書をクライアントに発行することは、出来ない（社員行政書士となった後は行政書士法人名での請求書及び領収書を発行することとなる）。

イ) 「他の行政書士法人の社員となる」ことは、常に利益相反や忠実義務違反の恐れがあるため、行政書士法人の社員は、他の行政書士法人の社員とはなれない（法第13条の16第1項）。

また、法第13条の21において会社法第594条が準用されていないことから、他の社員の承諾があったとしても、社員は競業禁止義務を免れることはできない。

(2) 競業の禁止義務違反の効果

社員が競業禁止義務に違反した場合は、当該社員が得た利益の額を行政書士法人に生じた損害の額とみなして、社員は行政書士法人に対して損害賠償責任を負う。（法第13条の16第2項、第13条の21第1項、会社法第593条第4項、同第596条）。

以上の行政書士法人の競業禁止義務について、ご留意願います。

